

「愛南町中小企業・小規模企業振興基本条例」制定の意義・概要

愛南町商工観光課

1 なぜ条例制定が必要なのか？

町内には、約1,100の事業所があり、そこで約6,300の方が働いています。本町では、その事業所の大部分が中小企業であり、8割以上が小規模企業になります。

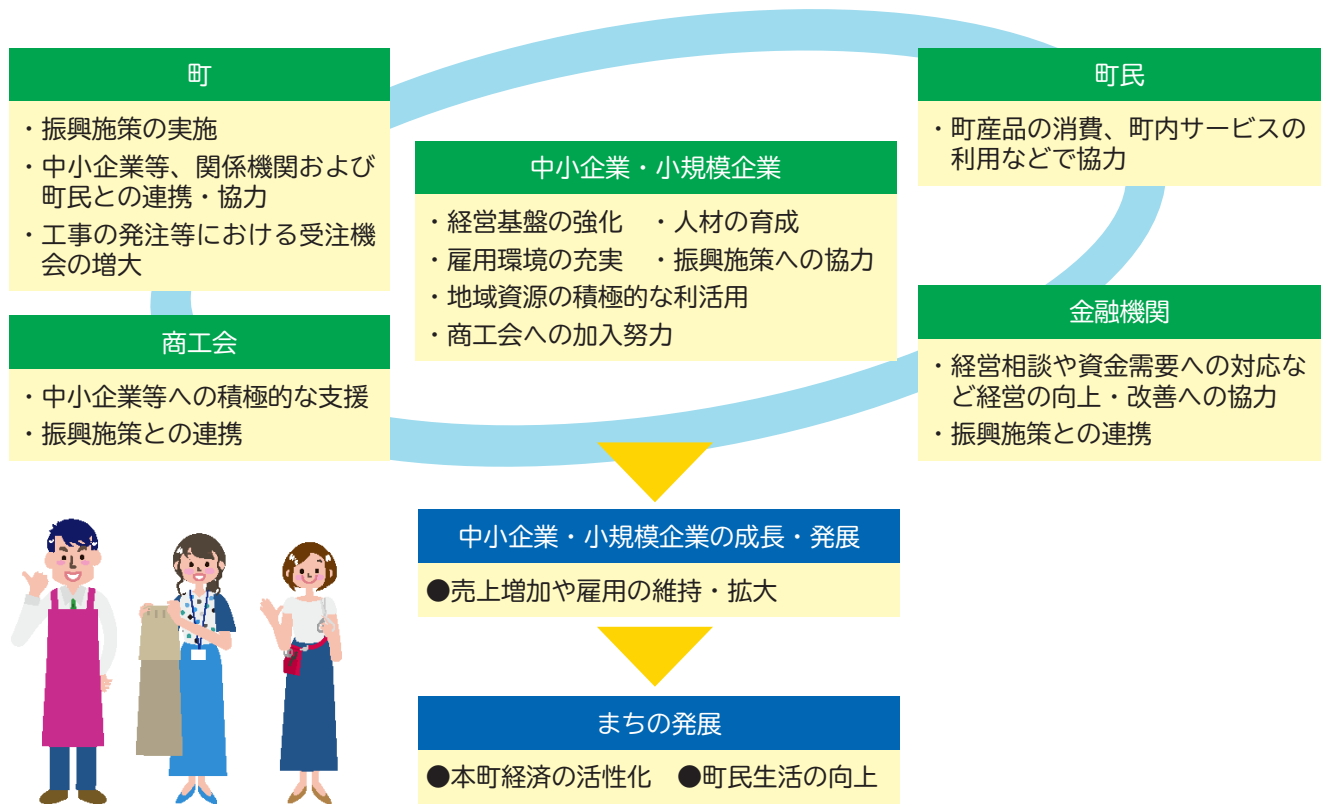
町内企業の大部分を占める中小企業等は、本町の経済と雇用を支えるとともに、町内の消費の循環、地域の活性化など重要な役割を担っていますが、昨今のコロナ禍による経済的打撃と相まって、中小企業等の振興は喫緊の課題となっています。

こうした中、中小企業等の持続的な成長・発展のためには、中小企業等の自主努力のみではなく、各主体が役割を果たし、協力し合いながら、愛南町全体で中小企業等の振興に取り組むことが必要です。

※中小企業・小規模企業とは…下表の資本金・従業員数のいずれかの基準を満たす事業者

業種	中小企業		小規模企業
	資本金・出資総額	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

2 「愛南町中小企業・小規模企業振興基本条例」の全体像



3 条例制定により、今後はどうなるのか？

中小企業等の振興の目的や施策の基本方針が明確になったため、今後の中小企業等の振興施策に反映し、中小企業等に対し、より効果的な支援を行います。

また、町、中小企業等、商工会、金融機関および町民の役割・協力により、愛南町が一体となって中小企業等の振興施策を推進することで、本町経済の活性化と町民生活の向上を目指します。